

IASB/FASB Board Meeting Flash – Insurance Contracts

2014年10月及び11月に開催された保険契約 に関するIASB会議の概要



2014年10月、IASBは、2013年に公表した公開草案「保険契約」(ED/2013/7)について、以下に関する再審議を行いました。

- 移行規定

また、2014年11月の教育セッションにおいて、有配当契約について検討しました。

1. 移行規定

2014年10月のIASBボード会議において、IASBは、2013年に公表された公開草案「保険契約」(ED/2013/7) (以下、「2013年公開草案」)において提案していた移行アプローチを確認すると同時に、さらに簡便な移行アプローチの追加導入を暫定的に決定しました。以下は2014年10月におけるIASBの暫定決定の概要を示しています。

移行アプローチ	暫定決定
完全遡及アプローチ	IASBは、遡及適用が実務上不可能 (IAS第8号において定義される) である場合を除き、原則として新しい保険契約に関する基準書を遡及適用することを確認した。

移行アプローチ	暫定決定
修正遡及アプローチ	IASBは、完全遡及アプローチの適用が実務上不可能である場合には、2013年公開草案において提案された修正遡及アプローチ（保険契約の当初認識時における契約上のサービス・マージン及び割引率の決定のための実務上の簡便法）を適用することを確認した。 ただし、2013年公開草案における提案を一部修正し、保険契約の当初認識時におけるリスク調整は、表示される最も早い報告期間の期首におけるリスク調整の見積額に、当初認識時からその時点までのリスクの開放の予想を調整して見積ることとされた。
公正価値アプローチ （今回、追加された アプローチ）	IASBは、完全遡及アプローチも修正遡及アプローチもともに適用が実務上不可能である場合のために、以下の公正価値アプローチを導入することを暫定的に決定した。 ■ 表示される最も早い報告期間の期首における契約上のサービス・マージンは、その時点における保険契約の公正価値と履行キャッシュフローの現在価値との差額とする。 ■ 当期純利益に認識する利息費用及び関連するその他の包括利益の金額は、保険契約の当初認識時における割引率を修正遡及アプローチにおける割引率の決定に係る実務上の簡便法を使用して見積ることにより決定する。 ■ 2013年公開草案におけるC8項の開示情報を公正価値アプローチを適用した契約について別個に開示する。

2. 有配当契約

2014年11月に開催された教育セッションにおいて、欧州の大手保険会社のCFOから構成されるCFOフォーラムは、IASBが2013年公開草案において提案した有配当契約に関する測定モデルに代わる代替モデルを提案しました。教育セッションでは、この代替モデルに関する多くの質疑が行われましたが、IASBによる決定事項はありませんでした。以下は、提案されたモデルの主要なポイントを示しています。

項目	代替案
適用範囲	■ すべての有配当契約。すなわち、保険契約保有者に対して、保障給付に加えて、契約上または保険者の裁量による変動リターンを受け取る権利が付加される契約のすべてが適用範囲に含まれる。
契約上のサービス・マージンの完全なアンロック	■ 将来利益に影響を与え、将来のサービスに関連するすべての仮定の変更（再投資の仮定を含む）について契約上のサービス・マージンを調整する。 ■ 契約上のサービス・マージンの構成要素及び報告期間にわたる契約上のサービス・マージンの変動に関する開示を行う。

項目	代替案
契約上のサービス・マージンの各期への配分方法	■ 契約上のサービス・マージンは、保険契約の当初認識時及び保険契約期間にわたる未稼得利益を表し、投資リターンの将来配分額が含まれる。 ■ 契約上のサービス・マージンは、サービスが提供されるにつれて、契約の履行に従って当期純利益に認識される。 ■ サービスの提供は、契約により提供されるサービスの性質により異なる。
利息費用の表示	■ 保険契約の裏付資産の分類により異なる。 － 裏付資産ポートフォリオが、償却原価区分またはFVOCI区分、あるいは償却原価とFVOCI区分の両方に分類される場合、利息費用は現在のポートフォリオの簿価利回りを使用して決定される。 － 裏付資産ポートフォリオが、FVTPL区分に分類される場合、利息費用は保険契約負債を測定するために使用される現在の割引率を使用して決定される。
単一の測定ベース	■ オプション及び保証から生じるキャッシュフローは、保険契約負債の他の要素と同様に取り扱われる。 ■ すべてのキャッシュフローに対して単一のイールド・カーブが適用される(キャッシュ・フローの分解は不要)。
OCIの使用は強制ではない	■ 割引率の変動による影響は、会計方針の選択により、その他の包括利益または当期純利益のいずれかで表示される。

3. 今後のスケジュール

IASBは、2015年前半も、引き続き有配当契約について審議する予定です。したがって、最終基準書が2015年半ばに公表される可能性は極めて低くなりました。最終基準書の公表日から適用日までの準備期間を3年とすれば、新しい保険契約の適用日はIFRS第9号「金融商品」の強制適用日である2018年1月1日より遅れる可能性が高いと思われます。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

IFRSアドバイザリー室

ファイナンシャルサービス本部

azsa-ifrs@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供できるよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.